

株 主 各 位

第60期 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告	
「(2) 新株予約権等の状況」	1 頁
2. 事業報告	
「(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の 運用状況」	3 頁
3. 連結計算書類	
「連結注記表」	8 頁
4. 計算書類	
「個別注記表」	23 頁

法令ならびに当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mapple.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。なお、上記の事項は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部、ならびに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2015年5月29日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当により発行した第1回、第2回及び第3回新株予約権ならびに当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し発行した第4回新株予約権（有償ストックオプション）の概要は以下のとおりです。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
割当日	2015年6月15日		
新株予約権の数	6,000個	1,300個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数	600,000株	130,000株	100,000株
発行価額	6,120,000円 (新株予約権1個につき 1,020円)	208,000円 (新株予約権1個につき 160円)	15,000円 (新株予約権1個につき 15円)
行使価額	1株につき847円	1株につき1,058円	1株につき1,694円
行使期間	2015年6月15日から2019年12月27日まで		
割当先	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合		

第4回新株予約権（有償ストックオプション）	
割当日	2015年7月8日
新株予約権の数	8,584個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	858,400株（新株予約権1個につき100株）
発行価額	21,460,000円（新株予約権1個につき2,500円）
行使価額	1株につき847円
行使期間	2015年7月9日から2019年12月27日まで
行使の条件（概要）	有価証券報告書に記載された2016年3月期または、2017年3月期の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが0円を超過すること。
交付状況	当社代表取締役 1名 5,469個（546,900株） 当社取締役 4名 800個（80,000株） 当社監査役 1名 25個（2,500株） 当社従業員 273名 1,885個（188,500株） 当社子会社取締役 10名 205個（20,500株） 当社子会社従業員 44名 200個（20,000株）

（注）交付時の状況を記載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2019年3月15日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改訂し、以下のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「昭文社企業倫理綱領」に定める「行動規範」や「コンプライアンスガイドライン」等コンプライアンス体制に係る規定に基づき、取締役及び使用人が法令・定款を常に遵守し、倫理を尊重した行動を取るよう徹底する。

コンプライアンス担当役員を置くとともに、管理統括本部総務部を「コンプライアンス担当部署」として位置づけ、コンプライアンス上重要と思われる事項について検討するとともに、「昭文社企業倫理綱領」を取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス違反等について、通常の職制を通じた報告制度と別に直接情報提供を行える仕組みとして公益通報者保護規程を定めるとともに、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、コンプライアンス経営の強化を図る。

内部監査部門は、コンプライアンスの状況についても監査を実施し、その結果を報告する体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報（特に取締役の意思決定や取締役への報告事項等）について、情報セキュリティ管理規程、営業秘密管理規程、文書管理規程等に基づき文書または電磁的媒体（以下文書等という。）に記録し、適切に保存・管理する。

保存された文書等は、取締役が常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機の管理について、リスク管理担当役員を置くとともに、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関するリスク管理規程の制定、マニュアルの策定等を行う。

また、組織横断的に各業務におけるリスクの識別と対応について明確にし、全社員への啓蒙教育を行うことで、リスクを未然に防止し、リスクが発生した場合にも迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限度に抑えられる体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、意思決定機関である取締役会において的確な判断が迅速に行えるよう、常勤の取締役が取締役会付議事項や重要事項について事前に積極的討議を行う。

また、中期経営計画や年度事業計画を適宜策定することで、各部門における具体的目標とスケジュールを明確化し効率的な活動ができる体制を築くとともに、その進捗状況を常に監視し計画実現に向けて邁進できる体制とする。

I Tの主管部署を設置し、業務の効率化、迅速化及び適正性を確保するために、I T環境の整備を行う。

組織規程、職務権限規程、契約承認規定に基づき、各取締役の責任と執行手続きを明確にする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき子会社管理担当部署を設け、取締役等の職務の執行状況について定期的に報告を受けるとともに、子会社に関する情報を常に詳細に入手し管理すべく、子会社社長との議論、意見交換の場を設ける。

また、当社役員もしくは管理職使用人を子会社の取締役もしくは監査役として派遣し、グループの事業方針に合った意思決定がなされるよう指導、監視する。

コンプライアンス体制やリスク管理体制においても、グループ全体としての方針に沿った活動が行われるような体制を築き、各種規定及びマニュアルを作成するとともに、その運用状況についても監査を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて当社取締役及び当社使用人に監査等委員会の職務を補助させるものとする。

当社は、当該取締役及び使用人の任命、異動、人事考課について、監査等委員会の意見を聴取し尊重したうえで行うものとし、その指揮命令権は監査等委員会にあり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指示に従い、当該職務に優先的に従事する。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループの業務や業績に対して重要な影響を与える事項や職務執行に関する法令違反、定款違反及び不法行為の事実や、当社グループに著しい損害を与える事実を発見した場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告するものとする。また、当社監査等委員会は必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

当社は、当社の監査等委員会への報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還等については、その適正性に留意しつつ、監査等委員の請求に従い処理をする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、会計監査人や内部監査室との連携、子会社の監査役との連絡会の開催等の体制を構築する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ①当社の企業倫理綱領担当取締役を責任者とし、当社管理統括本部総務部を担当部署とする。
- ②警察署や弁護士等との連携を図り、問題に対処してゆく。
- ③関係行政機関や関係団体等からの情報収集に努める。
- ④倫理綱領に基本的な考え方を定めるとともに、周知徹底を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては以下のとおりであります。

1. コンプライアンス

法令遵守を徹底するため、「昭文社企業倫理綱領」及び基本方針等を常時閲覧できる環境を整え、周知を図っております。また、公益通報者保護制度を改定し、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に努めております。

2. 当社及び子会社におけるリスクマネジメント

当社は、子会社に対し取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正の確保に努めております。また、当社の役職者及び子会社の役員が出席する品質会議並びに「リスク管理委員会」を開催し、リスク対応について検討・報告を行っております。

3. 財務報告に係る内部統制

評価範囲を設定し、内部監査室による当社及び当社子会社の内部統制の整備状況と運用状況について監査を実施いたしました。

4. 監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査実施計画に基づき取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、当社及び子会社を往査し、役職者との面談を実施しました。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数…………… 8 社

連結子会社の名称……………株式会社昭文社クリエイティブ
株式会社マップル・オン
株式会社トリプコン
株式会社 Kuqulu
SHOBUNSHA HAWAII CORPORATION
SHOBUNSHA GUAM CORPORATION
SHOBUNSHA SINGAPORE PTE. LTD.
GUAM OCEAN PARK CORPORATION

上記のうち、GUAM OCEAN PARK CORPORATIONについては、新たに設立したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、株式会社Kuquluは、当連結会計年度に株式を取得したことにより子会社となり、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称
持分法を適用した非連結子会社

及び関連会社の数…………… 1 社

非連結子会社及び関連会社の名称…株式会社マップル・スプリング

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称等

持分法を適用していない非連結子会社

及び関連会社の数…………… 1 社

非連結子会社及び関連会社の名称…昭文社（北京）信息技术有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHOBUNSHA HAWAII CORPORATION、SHOBUNSHA GUAM CORPORATION、SHOBUNSHA SINGAPORE PTE. LTD. 及びGUAM OCEAN PARK CORPORATIONの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取

引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

一部の連結子会社は取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～15年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

データベース……………会社の定めた年数による定額法
なお、主な償却年数は以下のとおり
であります。
全事業に供するもの……………20年
電子事業に主として供するもの10年
ソフトウェア（自社利用）……………社内における利用可能期間（主とし
て5年）に基づく定額法
ソフトウェア（市場販売目的）
……………社内における見込有効期間（3年）
に基づく定額法
その他……………定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価
額を零とする定額法を採用しており
ます。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備
えるため、一般債権については貸倒
実績率により、貸倒懸念債権等特定
の債権については個別に回収可能性
を勘案し、回収不能見込額を計上し
ております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、
賞与支給見込額のうち当連結会計年
度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 返品調整引当金……………製品の返品による損失に備えるため、
連結計算書類作成会社の期末の売上
債権を基礎として返品見込額の売買
利益相当額及び返品に伴い発生する
廃棄損相当額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額…………… 6,416,699千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式……………18,178,173株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	363,557	20	2018年3月31日	2018年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

(親会社)

第1回新株予約権……………普通株式 600,000株
第2回新株予約権……………普通株式 130,000株
第3回新株予約権……………普通株式 100,000株
第4回新株予約権……………普通株式 760,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,847,544	5,847,544	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,722,415	2,722,415	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,374,044	1,374,044	—
資産計	9,944,004	9,944,004	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額370,224千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

当社は、平成2010年4月に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行しております。

また、複数事業主制度の企業年金として確定給付企業年金基金（出版企業年金基金）に加盟しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であるため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、出版厚生年金基金は2016年10月1日付で厚生労働大臣から確定給付企業年金設立の許可を受けたことに伴い、後継制度として設立した出版企業年金基金に移行しております。

一部の連結子会社は、退職一時金制度によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

①退職給付債務の期首残高	2,456,589
②勤務費用	141,889
③利息費用	4,913
④数理計算上の差異の発生額	△23,226
⑤退職給付の支払額	△118,730
⑥大量退職に伴う調整額	40,399
⑦退職給付債務の期末残高 (①+②+③+④+⑤+⑥)	2,501,835

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

①年金資産の期首残高	3,812,137
②期待運用収益	95,303
③数理計算上の差異の発生額	△49,533
④事業主からの拠出額	109,607
⑤退職給付の支払額	△118,730
⑥年金資産の期末残高 (①+②+③+④+⑤)	3,848,784

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

①退職給付に係る負債の期首残高	101,201
②退職給付費用	9,460
③退職給付の支払額	△41,386
④退職給付に係る負債の期末残高 (①+②+③)	69,275
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	

(単位：千円)

①積立型制度の退職給付債務	2,501,835
②年金資産	△3,848,784
③ (①+②)	△1,346,949
④非積立型制度の退職給付債務	69,275
⑤ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (③+④)	△1,277,674
⑥退職給付に係る負債	69,275
⑦退職給付に係る資産	△1,346,949
⑧ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (⑥+⑦)	△1,277,674

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

①勤務費用	151,349
②利息費用	4,913
③期待運用収益	△95,303
④数理計算上の差異の費用処理額	△5,107
⑤ 確定給付制度に係る退職給付費用 (①+②+③+④)	55,852
⑥退職給付制度終了損	47,083

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

①数理計算上の差異	24,730
②合計（①）	24,730

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

①未認識数理計算上の差異	10,889
②合計（①）	10,889

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

①国内債券	17%
②国内株式	3
③外国債券	5
④外国株式	4
⑤一般勘定	70
⑥その他	1
⑦合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.2%
②長期期待運用収益率	2.5%

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、19,307千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（2018年3月31日現在）

年金資産の額	43,630,656千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	41,096,021
差引額	2,534,634千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（2018年3月31日現在） 1.85%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の剰余金2,534,634千円であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
返品調整引当金損金算入限度超過額	121,728
退職給付に係る負債	21,101
未払事業税否認	13,400
賞与引当金損金算入額否認	80,341
役員退職慰労引当金損金算入額否認	56,432
貸倒引当金損金算入限度超過額	68,840
会員権評価損否認	54,421
投資有価証券評価損否認	195,279
たな卸資産評価損否認	6,475
土地評価に係る繰延税金資産	267,199
減損損失	1,397,116
繰越欠損金	3,837,907
その他	129,988
繰延税金資産 小計	6,250,231
評価性引当額	△6,250,231
繰延税金資産 合計	—
繰延税金負債	
退職給付に係る資産	△412,436
その他有価証券評価差額金	△117,142
その他	△1,796
繰延税金負債 合計	△531,374
繰延税金負債の純額	△531,374
繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定負債－繰延税金負債	△531,374

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	839円57銭
1株当たり当期純損失	99円85銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
事業用資産	土地	東京都江東区 埼玉県加須市
事業用資産	建物及び構築物	米国ハワイ州
事業用資産	機械装置及び運搬具	東京都千代田区 大阪府大阪市
事業用資産	工具、器具及び備品	東京都千代田区 東京都江東区 東京都足立区 大阪府大阪市 東京都新宿区 千葉県市原市 米国ハワイ州 米国グアム準州 シンガポール共和国
事業用資産	データベース	東京都江東区
事業用資産	ソフトウェア	東京都千代田区 東京都江東区 東京都新宿区 千葉県市原市

減損損失を認識するに至った経緯

当社グループにおきましては、厳しい事業環境が続く中であって、早急な業績改善を最重要課題と位置付け、三事業本部体制の導入、データベースの外部発注業務の内製化、データベース制作業務の子会社への集中施策等を実施してまいりましたが、主力事業である出版事業及び電子事業において、長期化する出版不況、無料ナビアプリの普及拡大等、引き続き外的経営環境の変化による業績への多大なる影響が継続しております。

今後においても、厳しい事業環境は続くものと想定し、当社グループが保有する固定資産につきまして「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の金額

種類	金額
有形固定資産	
土地	538,426千円
建物及び構築物	12,163
機械装置及び運搬具	14,597
工具、器具及び備品	14,324
無形固定資産	
データベース	8,851
ソフトウェア	163,215
合計	751,579千円

資産グルーピングの方法

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを実施しており、遊休資産については個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額によって測定しております。

使用価値は将来キャッシュ・フローに基づく評価額が零であるため、回収可能価額は零と算定しております。

また、正味売却価額は市場価額を基礎として合理的な見積りにより評価しております。

(注) 以上の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………原価法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	7～45年
機械及び装置	9～15年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

データベース	会社の定めた年数による定額法 なお、主な償却年数は以下のとおり であります。 全事業に供するもの 20年 電子事業に主として供するもの10年
ソフトウェア（自社利用）	社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法
ソフトウェア（市場販売目的）	社内における見込有効期間（3年） に基づく定額法
その他	定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| (1) 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| (3) 返品調整引当金 | 製品の返品による損失に備えるため、期末の売上債権を基礎として返品見込額の売買利益相当額及び返品に伴い発生する廃棄損相当額を計上しております。 |

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表の投資その他の資産に計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション」等に関する会計基準（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額…………… | 5,540,514千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権…………… | 53,480千円 |
| 長期金銭債権…………… | 472,964千円 |
| 短期金銭債務…………… | 157,113千円 |
| 3. 取締役に対する金銭債務 | |
| 長期金銭債務…………… | 184,300千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- | | |
|----------------------|-----------|
| 売上高…………… | 135,088千円 |
| 外注費…………… | 933,663千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高…………… | 92,036千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

- | | |
|-----------|------|
| 普通株式…………… | 401株 |
|-----------|------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
返品調整引当金損金算入限度超過額	121,728
未払事業税否認	11,565
未払事業所税否認	3,721
賞与引当金損金算入額否認	64,942
役員退職慰労引当金損金算入額否認	56,432
貸倒引当金損金算入限度超過額	206,430
会員権評価損否認	54,421
投資有価証券評価損否認	389,970
たな卸資産評価損否認	6,253
土地評価に係る繰延税金資産	267,199
減損損失	1,225,604
繰越欠損金	3,627,780
その他	124,216
繰延税金資産 小計	6,159,817
評価性引当額	△6,159,817
繰延税金資産 合計	—
繰延税金負債	
前払年金費用	△415,770
その他有価証券評価差額金	△117,139
その他	△1,796
繰延税金負債 合計	△534,706
繰延税金負債の純額	△534,706

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	株式会社昭 文社クリエイティブ	所有 直接100.0%	役員の兼任	製品販売・デジタル地図データの入力等及び地図情報に関するWeb配信システムの運用の業務を委託 (注1)	879,152	買掛金 未払費用 未払金	105,585 5,039 755
子会社	株式会社マ ップル・オン	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	—	—	破産更生 債権等 (注4)	350,000
				利息の受取 (注2)	5,162	—	—
子会社	株式会社トリ ブコン	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	6,500	破産更生 債権等 (注5)	106,500
				利息の受取 (注2)	1,475	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品の販売、コンテンツの提供については、市場価格を参考にしており、また委託業務については、個別のプロジェクトごとに仕様に基づき積算された見積価格等をもとに交渉のうえ決定しております。
- (注2) 株式会社マップル・オン及び株式会社トリブコンに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 取引金額及び期末残高のうち、買掛金、未払費用及び未払金は消費税等を含んでおります。それ以外の金額においては消費税等は含まれておりません。
- (注4) 株式会社マップル・オンへの破産更生債権等に対し350,000千円の貸倒引当金を計上しております。
- (注5) 株式会社トリブコンへの破産更生債権等に対し106,500千円の貸倒引当金を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額.....	821円59銭
1 株当たり当期純損失.....	98円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 以上の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。